

令和3年度大阪府委託訓練事業 企画提案公募にかかる質問と回答

(訓練共通)

問1) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』の2ページの〈添付書類〉について)の「⑤ 定款(寄付行為又は学則)の写し」について、説明会では、学則ではなく、定款又は寄付行為を添付するようとの説明があったが、既に公開されている前記のチェックリストに沿って、学則の写しを添付するため、原本証明(日付、原本の写しに相違ない旨の記載、提案者の署名・捺印)などの準備を進めている。提案書の提出日にこのまま『学則の写し』を提出しても受理してもらえるのか。

⇒ 定款又は寄附行為を添付されたい。なお、予約した提案書の提出日に原本証明が間に合わない場合は、原本証明の無い写しを添付して提出し、その旨申し出されたい。また、後日、原本証明ができ次第、改めて定款又は寄附行為を提出されたい。

問2) 『企画提案公募要領』の6ページの「その他の提出資料等」の「カ」について、「税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(上記証明書に未納額がある場合は、納付した事実がわかる書類の写しを添付)とあるが、当社は現在、コロナの影響にて納税の延納許可を得ており、納付期限はまだ来ていない。この場合、納税証明書の発行で未納なしと考えていただけるのか。

なお、現在の納税証明書を発行した場合の記載内容は、以下の記載内容になる。
「上記未納税額***円については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により、よみかえて適用する国税通則法第46条第1項の規定による納税の猶予中です。(猶予期限は令和**年**月**日)」

⇒ 公募要領2ページの(6)(公募参加資格)に記載する「消費税及び地方消費税を完納していること。」について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により納税猶予を受けている場合は、その旨が明記された「納税の猶予許可通知書の写し」または、「納税証明書(その1)」の添付をもって今回の公募参加資格を認める。

また、公募要領2ページ(4)又は(5)に記載する府税、都道府県税に係る徴収金について徴収猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知書」の写しの添付をもって今回の公募参加資格を認める。

問3) 就職支援責任者、就職支援担当者の要件について、ジョブ・カード作成アドバイザー証、またはキャリアコンサルタントの資格は必須なのか。

⇒ 各訓練コースの仕様書では、「就職支援の実施」の項目に、「ジョブ・カード講習を修了し、有効なジョブ・カード作成アドバイザー証を有する者又はキャリアコンサルタントを1人以上配置すること。」としており、就職支援責任者又は就職支援担当者のうち1人以上は当該資格等がなければ提案できない。

問4) 知識等習得コース及び企業実習付コースの各仕様書の「受講申込者に対する選考試験(面接及び質問シート)の実施」の項目には、「面接試験は、2つ以上の面接室で実施し、」とあるが、1部屋は独立した部屋を確保できるのだが、もう1部屋につい

ては、パーティションでの仕切れた部屋（大きなテーブルがあり、6人は座れる広さとなっている。）となるが、提案は可能か。

⇒ 面接試験は2つ以上の面接室で実施することを前提に提案されたい。なお、部屋の構造まで指定するものではないが、面接試験時の受験者のプライバシー等に配慮されたものとされたい。

問5) 様式第A-15号「大阪府委託訓練実施経費見積書」について、

- ①積算内訳には、例えばどのような内容を記載するのか。
- ②指導員経費について、本校は24か月の訓練の提案を予定しているが、24か月分の授業料（指導員経費）を記載すれば良いのか。
- ③消費税10%の項目について、本校では授業料のため消費税率などは換算していない。その際はどのように記載すれば良いか。
- ④委託訓練経費について、様式第A-8号「使用教材一覧表」に記載した場合は、様式第A-15号には含めてはいけないという認識でよいのか。

⇒ ①、②について、積算内訳の記載については、大阪府ホームページに記載例を掲載しているので、参考にされたい。見積内容は提案内容に応じて積算されるものであるため、提案者において検討されたい。

③について、訓練経費については本府と受託者との委託契約において消費税が加算されるため、当様式に沿って見積書を作成されたい。

④様式A-8号、A-9号、A-10号に記載するテキスト等について、受講者負担額分については、様式第A-15号の各経費に含めてはならない。

問6) 様式第B-1号「訓練実施機関・施設概要・運営体制」の「職業訓練サービスガイドライン研修受講又はISOの取得実績」について、ISO29990（平成28年廃止）に伴い、後継規格の「ISO29993」の認証取得は取得実績としてみとめられるのか。

⇒ ISO29993の取得は本実績としては認められない。ISO29990の取得が本実績として認められるのは、知識等習得コース及び企業実習付コースについては選考試験日の直近の営業日（契約締結予定日）、長期高度人材育成コースについては令和3年4月1日（契約締結予定日）が認証の有効期限内にあることが必要である。

問7) 当校の校舎は、令和3年4月より大阪府内の別の場所に移転します（現在建設中）。選考試験の実施は、現在の校舎で行うが、令和3年4月以降は新学舎にて開校するため、様式第A-3号、B-1号等に記載する内容については、新学舎の内容の記載でよいのか。また、公募要領6ページの「その他の提出資料等」の工の不動産登記簿謄本の写しは新学舎完成（令和3年4月）以降でないとは発行されないが、それに代わるものは何が必要か。

⇒ 訓練実施施設の所在地、教室面積、電話番号等は新学舎の内容を記載されたい。なお、提案時において電話番号等未定のものがある場合は、現在の内容を記載し、「移転予定」と明記されたい。また、不動産登記簿謄本の写しについては、当該学舎の工事請負契約書の写しを提出されたい。また、提案が選定された際には、当該学舎に係る不動産登記簿謄本の写しが発行され次第、速やかに大阪府へ提出されたい。

問8) 公募要領11ページの就職率実績について、弊社は大阪府の委託訓練を受託しているが、委託訓練の実績報告時に提出した就職率を累積したものでよいのか。

⇒ 大阪府の委託訓練の就職率については、就職状況報告書の全体の就職状況の就職率

をいう。なお、就職率実績については、提案される機関（法人）で過去2年間に実施した、大阪府の委託訓練、他府県の委託訓練、求職者支援訓練、その他受講生の就職を目的とした課程や講座・講習等の就職実績を様式第C-4号に全て記載されたい。

問9) ファイルAの提出方法について、公募要領7ページの(5)提出方法のア①で、「科目番号」ごとにファイルを作成することになっていますが、例えば「R01 Webデザイン+開発基礎科」のように「枝番」がAとBとに分かれている科目について両方の提案をする場合に、各枝番によって教室や開講時間が異なる場合は、様式第A-3号「訓練実施施設の教室面積と開講時間」は、枝番A用とB用の2種類を作成することになるのではと思われる。この場合に、ファイル名を「A・B」として1冊のファイルを提出することで良いのか。

⇒ ファイルAは、科目ごとに作成するのではなく、1冊のファイルに科目番号ごとに作成した提案書類を綴られたい。

同じ科目番号で枝番によって教室や開講時間が異なる場合には、様式第A-3号については同一科目番号で1枚作成し、教室面積の「計」が一番小さい教室とその場合の開講時間を記載して提出されたい。なお、提案選定後に選定された枝番により使用教室の重複が生じる場合は、提案の基準（使用教室の面積）以上で協議の上、変更できるものとしている。（企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト2ページ）

問10) 訓練実施施設として事務局は1か所であるが、事務局と同じビル内のA教室と、近隣（150m程）ビルのB教室でそれぞれ別科目を提案する場合、例えば、D01の科目で作成する様式第A-3号も、D02の科目で作成する様式第A-3号も、様式の右上の「訓練実施施設名」欄は同じ記載とし、同様式の表内の教室名をそれぞれ、A教室やB教室と書くことで提案可能か。

もしくは、実施施設名をD01科目では「○○○○A教室」、D02科目では「○○○○B教室」とするのか。

<例> A教室 →D01科目

B教室 →D02科目

⇒ 事務局から教室まで、徒歩で概ね10分程度の距離であれば同一訓練施設として提案してよい。様式第B-2号の最寄り駅、周辺地図を詳細に記入されたい。

問11) 開講時の教室が現在賃貸契約条件を交渉中である際に、令和3年度も下記（前年度）と同様の運用でよいのか。

「令和2年度の大阪府委託訓練事業企画提案公募にかかる質問と回答」

問19) 今回提案予定の教室（学校）は、現在賃貸契約条件を交渉中であるので、提案書類受付時に契約書を出すことができない。最終の企画提案書類受付日である12月26日までには出せると思うが、その時に提出するというのでよいのか。

⇒受付時にその旨申し出た上で、受付期間中に提出できる場合は、追加提出されたい。なお、受付期間中に提出できない場合は、開講前までに契約する旨の誓約書を提案者名で作成し、押印の上、提出されたい。

⇒ 前年度と同様の運用とする。

問12) 机の使用について、机1台に2人掛けで使用することを想定していますが、今

後新型コロナウイルス感染症対策で、机1台に対し1人掛けにするなどの措置も取らなければならない可能性はあるのか。そうなった場合、定員数分の机を用意するのが難しいが、どうすれば良いか。

⇒ 現時点で、その可能性に言及するのは困難であり、公募要領及び仕様書等を踏まえ提案されたい。

問 13) 各仕様書の就職支援の実施についての項目では、「ジョブ・カード講習を修了し、有効なジョブ・カード作成アドバイザー証を有する者又はキャリアコンサルタントを1人以上配置すること」とされているが、就職支援責任者がジョブカード作成アドバイザー証を持っていれば、就職支援担当者はキャリアコンサルタント及びジョブカード作成アドバイザー資格がない者でも配置することは可能か。

⇒ 就職支援責任者又は就職支援担当者の中に、ジョブ・カード講習を修了し、有効なジョブ・カード作成アドバイザー証を有する者又はキャリアコンサルタントが1名配置されていればよい。

問 14) 添付書類で原本証明を行うのは、定款だけでよいか。

⇒ 定款（寄附行為）だけでよい。

問 15) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』の4ページのA-3の「教室面積等」の項目では、「同一教室を使用する他の提案科目・開講月」欄には、教室の使用日が重複しないことを確認するため、他の「提案科目・開講月」を記入すること。」とあるが、様式記載例では「記載不要」とある。どちらが正しいのか。

⇒ 様式記載例が正しい。「同一教室を使用する他の提案科目・開講月」欄は、記載不要である。

問 16) 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』の5ページのA-8の「うち、受講者負担額」の項目では、「受講生負担額の上限は1万円（6か月訓練は2万円）を超える場合は、受託事業者の負担とすること。」とあるが、様式第A-8号の記載と異なるが、どちらが正しいのか。

⇒ 様式第A-8号の記載が正しい。受講生負担額の上限は、2、3か月訓練は1万円、4、5、6か月訓練は2万円とし、上限額を超える場合は、受託者が負担するものとする。

問 17) 様式第C-4号で令和元年度の就職実績を入力する際、訓練期間がコロナの影響で修了が延びたコースがあるが、実際に修了した訓練期間を入力すればいいのか。

⇒ 実際に終了した訓練期間を記載されたい。

問 18) 今回の申請書で各様式等に科目名を記載する際、「(3か月)」などの訓練期間は記載しなくていいのか。(様式記載例では記載されていたり、いなかったり統一されていない) また、前回は「(託児付)」は記載しなくてよいとなっていたが、今年度の記載例では「(託児付)」が記載されている。今年度は記載するという事か。

⇒ 様式への科目名の記載は、「令和3年度開講予定科目一覧」の科目名欄に記載してい

るとおり記載されたい。

(知識等習得コース)

問 19) 知識等習得コース仕様書の R-8 ページの 15 託児サービスの提供 (3) の②では、「託児施設の場所は、訓練実施施設から徒歩で通所が可能な適切な距離であること」と記載されているが、訓練実施施設周辺には対象となる認可外託児施設が地域にないため、1 駅手前の施設でも提案可能か。

⇒ 託児サービス提供機関が行う託児施設の場所は、訓練実施施設から徒歩で通所が可能な適切な距離にあることが必要であるが、近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合は、託児場所、児童の引き渡し場所、引き渡し場所までの送迎方法等を記載した書面を添付されたい。

問 20) 11月11日の説明会では、介護系の訓練について、職場体験の実施などが検討されているとの説明があったが、実施するとなれば、施設までの交通費は受講生の実費で問題ないのか。仮に現在のような新型コロナウイルス感染症の状況が続き、施設側が体験・見学の受入れが難しくなった場合、どうすれば良いのか。また、大阪府から職場体験等を受け入れていただける施設の紹介などはあるのか。

⇒ 介護系の訓練の職場体験の実施については、現時点においても、詳細が決定していないため大阪府の令和3年度訓練には採用しない。しかし、仕様書の変更は行わないが、職場体験等を取り入れた提案を妨げるものではない。

問 21) 科目番号 R54 若年者向けビジネススキルアップ科 (自由提案) 【39 歳以下の方対象】に関して、①同じ訓練科目かつ同じ訓練内容で複数の枝番の申請は可能か。また、②異なる訓練科目名で、例えば R54-B、R54-D の申請は可能か。その際、様式第 A-1 号は訓練科目番号ごと 2 枚必要と認識しているが間違いないか。

⇒ ①について、同じ科目番号の複数の枝番を重複して提案できる。

②について、同じ科目番号では 1 つの訓練科目名のみ提案可能であり、複数の訓練科目名の提案はできない。

問 22) 訓練実施施設名の変更を検討しているが、正式な日程が現時点では確定していない、提案書類の提出時にその旨を申し出た上で、開講前までに変更後の訓練実施施設名をお知らせすることでよいか。

⇒ 提案書提出時には、現在の名称を記載した上で、「名称変更予定」と記載されたい。なお、事業者を選定された際には、広報の都合上、速やかに訓練施設名を決定して報告されたい。

問 23) 仕様書に記載されている「訓練実施責任者」、「事務担当者」、「苦情処理責任者」、「就職支援担当者」の各担当者間の兼務の可否について教示されたい。

⇒ 各担当者間の兼務は可能である。その他の兼務の可否については、仕様書を確認されたい。

問 24) 訓練科目 R54 の自由提案の科目に提案する場合について、『企画提案書等記

載項目注意事項及びチェックリスト』の6ページのA-11委託訓練カリキュラム（知識等習得コース）の「訓練目標」、「仕上がり像」とともに「府が設定するため記入不要（追記等しないこと）」とありますが、自由提案の場合も記入不要か。

⇒ R51からR54の自由提案に提案する場合の様式第A-11号の委託訓練カリキュラムの作成にあたっては、ホームページ上で科目番号ごとに定めている様式を使用して作成されたい。様式内の訓練目標、仕上がり像は自由設定としているので、提案内容に応じて記載されたい。

（企業実習付コース）

問 25) 訓練導入講習は24時間以上設定してもよいか。

⇒ 24時間以外の設定は認めない。

問 26) 様式第A-8号には「4、5、6か月訓練は2万円とし」と記載されているが、企業実習付コースの4か月訓練も4か月として考えていいのでしょうか。

⇒ 企業実習付コースの4か月訓練、5か月訓練は上限2万円としてよい。

（長期高度人材育成コース）

問 27) 訓練科目番号の枝番については、当校が受入れ可能であれば、複数の枝番を希望して提案ができるのか。

⇒ 複数の枝番を希望して提案できるが、受託できるのは一つの枝番となる。

長期高度人材育成コースの各科目番号の各枝番の決定は、総合得点の高い提案者から順に、希望する枝番について、アルファベット順に1つの枝番を決定する。

問 28) 当校は科目番号L06からL09の自由提案科目への提案を考えている。

前回の長期高度人材育成コースの仕様書では、「学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規定に基づき、文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの」とされていたが、今回の仕様書L-8ページには、「L06からL09 自由提案科目の各分野は、専修学校における専修学校設置基準第二章第二条に定める専修学校の目的に応じた分野とし、専修学校以外においては、当該各分野に準じて取り扱う。」とされていることから、専修学校以外の法人でもL06からL09の自由提案科目に提案できるのか。

⇒ 専修学校以外の機関（法人）であっても提案できる。公募参加資格については、公募要領3ページの（22）、（23）を参照されたい。

問 29) 長期高度人材育成コース仕様書（その他の養成コース）の「1事業の趣旨」では、「専門性を活かした職種への正社員就職をめざす訓練コースの実施を目的としており、」とあるが、訓練を修了した後、取得した資格を活かしてすぐに開業した場合は、事業の趣旨の「正社員就職」と同等であると認められるのか。

⇒ 本仕様書の事業の趣旨に記載する正社員就職とは、1週間の所定労働時間が20時間以上で訓練に関連する職業に就職した者をいい、自営は「正社員就職」には含まれないものと理解されたい。

なお、定着支援費の支給対象となる「修了就職者」には、内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除いている。

問 30) 様式第 A-3 号「訓練実施施設の教室面積と開講時間」について、長期高度人材育成コースを、本科生と同じクラスに編入して実施する場合の受講生 1 人当たりの面積は、委託訓練の定員数または当該教室の開設の定員数（本科生と委託訓練生を含んだもの）のどちらで計算し記入すればよいか。また、開設の定員数で計算する場合に定員数を明記しなくてよいのか。

⇒ 本科生と同じクラスに編入して実施する場合、様式第 A-3 号の教室面積は開設の定員数で計算されたい。

なお、開設の定員数を余白部分に明記されたい。

問 31) 様式第 A-15 号「大阪府委託訓練実施経費見積書」について、長期高度人材育成コースを、本科生と同じクラスに編入して実施する場合、見積の積算は委託訓練の定員数または開設の定員数（本科生と委託訓練生を含んだもの）のどちらで計算等すればよいか。

⇒ 訓練実施経費の積算は委託訓練の定員数で算出されたい。また、問 34 の回答も参照されたい。

問 32) 本校は介護福祉士養成コースの応募を予定しているが、「令和 3 年度開講予定科目一覧」の枝番 A～F は何を意味しているのか。昨年度の仕様書と同様に応募が可能な対象エリアを示しているのか。昨年度の介護福祉士資格コースの仕様書では A～G となっていた。

また、介護福祉士養成コースのみでの応募を予定している場合、様式第 A-2 号大阪府委託訓練事業（長期高度人材育成コース）企画提案書の「3 提案する科目番号の枝番号」はどのように記入したらよいか。

⇒ 令和 3 年度開講予定科目一覧の介護福祉士養成コース（科目番号 L01）の枝番 A～F は、各枝番の設定定員数の違いを表しており、対象エリアではない。

様式第 A-2 号の「3 提案する科目番号の枝番号」については、受託を希望する枝番を重複して記載できるので、希望する枝番には全て○をつけられたい。なお、審査方法は、科目番号の L01 の提案者の中で、総合得点の上位の者から、希望する枝番を A からアルファベット順に 1 つの枝番のみ決定する。

問 33) 公募要領 8 ページの 6 審査の方法の (1) 審査方法のイでは、「訓練科目については、科目番号の枝番ごとに重複提案し重複受託できるものとします。科目番号ごとの決定は、枝番の A からアルファベット順に総合得点の最も高い提案者から順に提案者が提案書に記載する受託上限枝番数まで決定することとし、委託先候補となった枝番以外の提案はすべて無効となります。」とされているが、介護福祉士養成コース及び保育士養成コースは各科目番号内の枝番をすべて提案することはできるのか。その際、企画提案書は 1 部でよいのか。また、受託上限枝番数は複数受託することができるのか。

⇒ 介護福祉士養成コース及び保育士養成コースについて、すべての枝番に提案できる。企画提案書は科目番号（L01、L02）ごとに 1 枚作成されたい。ただし、長期高度人材育成コースの受託上限枝番数は「1」であり、複数の枝番を受託することは

きない。したがって様式第A-2号の「5受託上限枝番数」は「1」で変更できない。

問 34) 科目番号L01介護福祉士養成コース、科目番号L02保育士養成コースの科目を提案する場合、様式第A-2号「大阪府委託訓練事業（長期高度人材育成コース）企画提案書」の記載例について、「6 1コース当たりの定員（開講可能最小人数）」欄の定員数は記載不要とされているが、例えば、それぞれの科目の枝番を複数（L01は枝番AからF、L02は枝番AからE）希望する場合には、様式第A-15号「大阪府委託訓練実施経費見積書」の【定員 人】の記載と、「積算内訳」欄の記載はどのように記載するのか。

⇒ 【定員 人】については、記載不要である。「積算内訳」欄は受講生1人当たりに必要な経費の内容と金額を記載されたい。

問 35) 様式第A-2号において、「3 提案する科目番号の枝番号」欄の枝番号を複数選択した場合、様式第A-3号以降の【科目番号 】には枝番号は記入しなくてよいのか。

⇒ 様式第A-3号以降の【科目番号 】には、科目番号のみを記載し、枝番の記載は不要である。

問 36) 公募参加資格の公募要領3ページの(22)について、「大阪府内に養成施設を有する学校教育法（昭和20年法律第26号）に規定する大学及び高等専門学校、職業訓練法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人とし」とあり、次に記載する①から④のいずれかに該当する職業訓練を令和3年4月1日（木）に開講できる者であることとされているが、前述の「 」の内容に該当しなくても、後述にある①から④のいずれかに該当する職業訓練を令和3年4月1日（木）に開講できる者であれば公募参加資格はあるのか。

⇒ 長期高度人材育成コースの科目番号L03からL09の科目を提案される場合には、上記前述の「 」に限らず、専修学校等の民間教育訓練機関等、委託訓練の適切な実施が可能である者とする。

問 37) 自由提案科目にて、〇〇士の養成の提案を考えている。職業訓練生の解釈について、訓練を受託する際、職業訓練生は本校の入学生として扱うことができるのか。本科の入学生ではなく職業訓練生となると、授業は受けられるが、「〇〇士」の規定に養成施設の卒業をもって資格を取得できるという考えがあるので、資格が取れないという解釈になるのではないか。そうであれば、そもそもの公募参加資格がないことになるのではないか。

⇒ 職業訓練生についても入学生であり、別科生として受け入れることとなる。なお、訓練の修了が養成施設の卒業とみなすのかどうかについては、養成施設の設置許可等を管轄する官公庁に確認されたい。

問 38) 教室面積は、訓練受講生1人あたり1.65㎡以上（小数点第3位を切り捨て）とされているが、本校の教室の定員に対し、規定の広さを満たさない教室が一部あるが、合計面積を定員数×教室数で割った際の数値が規定を満たしていれば問題ないのか。

⇒ 使用するそれぞれの教室が受講生1人あたり1.65㎡以上であることが必要。

また、様式第A－3号の教室面積の計欄には合計面積を、受講生1人あたりの面積の計欄には、 $\text{合計面積} \div (\text{各部屋の定員数} \times \text{教室数})$ を記載されたい。